

【公布された条例等のあらまし】

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）

一 ふぐ処理師免許に係る欠格条項について適正化を図ることとした。

二 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第十三号）

一 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを本人確認情報を利用することができる事務とすることとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第十四号）

一 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを個人番号を利用することができる事務（以下「独自利用事務」という。）とすることとした。

二 独自利用事務の処理において県の執行機関が自ら保有する特定個人情報を利用するための規定を設けることとした。

三 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第十五号）

一 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県職員定数条例

2 職員の給与に関する条例

3 職員の旅費に関する条例

4 職員の退職手当に関する条例

5 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

6 職員の分限に関する条例

7 職員の懲戒に関する条例

8 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

10 職員の育児休業等に関する条例

11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

12 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第十六号）

一 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準について定めることとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七

号）

一 病院事業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準について定める

こととした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第十八号）

一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 職員の給与に関する条例

2 徳島県学校職員給与条例

3 職員の旅費に関する条例

4 職員の退職手当に関する条例

5 徳島県地方警察職員の給与に関する条例

6 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

7 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

8 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

二 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

三 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（条例第十九号）

一 この条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とすることとした。

二 会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当とすることとした。

三 会計年度任用職員に適用する給料表及び等級別基準職務表並びに初任給の基準を定めることとした。

四 フルタイム会計年度任用職員の給与の支給条件及び支給方法に関する事項を定めることとした。

五 パートタイム会計年度任用職員の給与の支給条件及び支給方法並びに通勤に要する費用及び旅費の費用弁償に関する事項を定めることとした。

六 その他所要の規定を設けることとした。

七 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

一 徳島県立自然公園の指定認定機関に係る欠格条項について適正化を図ることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）

一 心身障害者に代わって心身障害者扶養共済制度に基づく年金を受領し、これを管理する年金管理者に係る欠格条項について適正化を図ることとした。

二 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の算定方法について、所要の改正を行うこととした。

二 この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

道路法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）

一 県道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の構造の技術的基準を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

一 建築基準法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）

一 徳島県立城ノ内中学校を廃止することとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二十

六号）

一 徳島県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例

2 徳島県学校職員給与条例

3 徳島県学校職員の特種勤務手当に関する条例

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

5 徳島県安全で安心なまちづくり条例

6 いじめ防止対策推進法施行条例

二 この条例は、令和元年十一月一日から施行することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）

一 地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴う所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（条例第二十八号）

一 この条例は、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とすることとした。

二 会計年度任用学校職員の給与は、フルタイム会計年度任用学校職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、宿日直手当、超過勤務手当、休日給、特種勤務手当、初任給調整手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当とし、パートタイム会計年度任用学校職員にあつては報酬及び期末手当とすることとした。

三 会計年度任用学校職員に適用する給料表及び等級別基準職務表並びに初任給の基準

を定めることとした。

四 フルタイム会計年度任用学校職員の給与の支給条件及び支給方法に関する事項を定めることとした。

五 パートタイム会計年度任用学校職員の給与の支給条件及び支給方法並びに通勤に要する費用及び旅費の費用弁償に関する事項を定めることとした。

六 その他所要の規定を設けることとした。

七 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県地方警察職員定員条例

2 徳島県地方警察職員の給与に関する条例

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（条例第三十号）

一 この条例は、会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とすることとした。

二 会計年度任用警察職員の給与は、フルタイム会計年度任用警察職員にあっては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用警察職員にあっては報酬及び期末手当とすることとした。

三 会計年度任用警察職員に適用する給料表及び等級別基準職務表並びに初任給の基準を定めることとした。

四 フルタイム会計年度任用警察職員の給与の支給条件及び支給方法に関する事項を定めることとした。

五 パートタイム会計年度任用警察職員の給与の支給条件及び支給方法並びに通勤に要する費用及び旅費の費用弁償に関する事項を定めることとした。

六 その他所要の規定を設けることとした。

七 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）

一 徳島県阿南警察署及び徳島県那賀警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称を徳島県阿南警察署と、位置を阿南市富岡町とすることとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

三 徳島県警察署協議会条例について、所要の経過措置を設けることとした。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

一 運転免許試験等の手数料について、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことにより免許証の更新を受けることができなかつた者に係る特例を定めることとした。

二 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付手数料の額を改めること

とした。

三 免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付又は再交付に係る手数料の額を定めることとした。

四 この条例は、令和元年十二月一日から施行することとした。